

第7章 雑則

第48条 委任

第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、都規則等で定める。

趣旨

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

運用

都民にとっては、各実施機関が定める内容は、統一性があることが望ましい。このため、この条例の施行に関し必要な事項を定め、又は変更しようとするときは、相互に十分連絡調整を行うものとする。